

## コミュニティプラザパラボ発行商品券 ご利用約款

### 第1条（約款の趣旨）

株式会社まちづくり北見（以下「当社」という）は、コミュニティプラザパラボ（以下「パラボ」という）が発行する商品券（以下「商品券」という）を、この約款に従って取り扱うものとし、商品券の所有者（以下「お客様」という）は、この約款によりお取引を願います。

### 第2条（商品券が利用できる場合）

- 1.お客様は、商品券を利用してパラボで商品を購入、又はサービスの提供を受ける際に、券面表示の金額で代金の支払いにご利用できます。ただし、当社が指定した商品（商品券・各種金券・各種商品ギフト券・その他指定した商品）の代金のお支払いにはご利用できません。
- 2.お客様が商品券をご利用になる際、その商品券が偽造、又は変造された疑いがある場合、その他相当の事由がある場合には、当社はその商品券の証票番号を照合することがあります。

### 第3条（商品券が利用できない場合）

次の場合には、商品券をご利用できません。

- ①商品券が偽造、又は変造されたものであるとき。
- ②お客様が商品券を違法に取得したとき、又は違法に取得された商品券であることを知りながら、若しくは、知ることができる状況で取得したとき。
- ③商品券が使用済みと認められる状況のとき、商品券の破損・その他の事由により証票番号の照合ができないとき、又は商品券の3分の1以上が破損・滅失しているとき。

### 第4条（商品券を再交付する場合）

- 1.商品券が破損した場合で、当該商品券が偽造、又は変造されたものではなく、未使用のものであることが確認でき、かつ、商品券の破損の範囲が2分の1未満のとき、お客様が手数料をご負担のうえ、当社において再交付を受けることができます。
- 2.商品券の再交付については、第1項の場合のみであり、お客様が商品券の盗難、又は紛失された場合は商品券の再交付はできません。

### 第5条（現金との引換え及び釣銭について）

商品券は、現金との引換えはできません。又商品券をご利用の際、お釣銭は出ませんので、額面金額以上のお買い物にご利用ください。

### 第6条（取扱の変更）

商品券の取扱について、この約款を使用する場合には、当社は、一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。